

道の駅むなかた にぎわい広場 出店等募集のご案内

出店等を希望される方は以下の条件を確認し、お電話にて受付しております。

0940-72-1204 担当：三浦・篠原まで

表 各種条件

1. 募集内容	公共施設での実施可能なイベント・PR、物販と致します。 ただし物販に関しては、別紙道の駅商品と重複しないこと。 また、試験販売の商品については、売上状況及び既存テナントへの影響を考慮して出店の継続を判断致します。						
2. 募集期間	随時						
3. 募集エリア	1区画×8ヶ所 場所は多店舗の状況を含めて事務局で判断。 配置やサイズについては別紙参照。 ※半面(約115㎡)×1箇所については要相談						
4. 使用料 ・手数料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">1区画使用料</th> <th style="width: 50%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物販事業の場合 1,000円</td> <td>使用料に加え ・販売事業の場合 別途販売合計金額の10%</td> </tr> <tr> <td>PR事業の場合 2,000円</td> <td>・金銭授受がある場合 1区画使用料の3倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電源等を使用する場合は別途協議 ※雨天時のキャンセルは前日までの連絡は0円 ※自己都合の場合、前日が50%、当日が100%のキャンセル料が必要 ※使用料等は予告なしに変更する場合があります、申込み前に必ず事務局へ確認</p>	1区画使用料	手数料	物販事業の場合 1,000円	使用料に加え ・販売事業の場合 別途販売合計金額の10%	PR事業の場合 2,000円	・金銭授受がある場合 1区画使用料の3倍
1区画使用料	手数料						
物販事業の場合 1,000円	使用料に加え ・販売事業の場合 別途販売合計金額の10%						
PR事業の場合 2,000円	・金銭授受がある場合 1区画使用料の3倍						
5. 選定優先 順位条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1ヶ月間の中で販売日を多く希望される販売者 2. 前回出店した際の売上金額が高い販売者 3. 同一日、同一金額の場合は宗像市内の販売者を優先 4. 応募者多数の場合には事務局内部での判断を実施 						
6. 営業時間	基本は開館日の10:00~16:00 (準備は8:30から、撤去は17:00まで行って下さい)						
7. 申込時に 必要な書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申込書 2. 販売許可証のコピー(物販の場合) 3. PL保険証のコピー(物販で飲食等の場合) 						
8. 注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要備品類は全て出品者でご準備下さい 2. 区画場所の指定は事務局で決めますので、予めご了承下さい 3. 販売場所へのペット同伴は衛生上禁止致します 4. 内容次第では、保険等の加入を要請する場合があります。 						

【お問い合わせ】

住 所：宗像市江口1172

営業時間：9時~17時 TEL：0940-72-1204

担 当：三浦・篠原

「にぎわい広場」出店にかかわる取扱商品について

2018/04/05版

商品・商品群	備考
■ 出店を禁止する商品及び商品群	
生の魚介類、海藻類	活魚のような生もの
野菜、果物	青空市やマルシェなど
花卉・園芸	植木市、年末のメ縄や飾りなども含む
干物類	
からあげ群（手羽先も含む）	
コロッケ群	
道の駅むなかたで販売している和菓子（全く同じ商品）	いちご大福やわらび餅など
魚介類の実演販売	（牡蠣・さざえなど）、あなごの蒲焼きなど
パン類	米粉パン工房「姫の穂」
□ 道の駅むなかた内テナントの売上状況によって販売継続を見合わせる可能性がある商品	
◎宗像の恵（アンテナショップ正助ふるさと村）取り扱い商品・・・ソフトクリーム(ジェラートも含む) など	
◎おふくろ食堂はまゆう取り扱い商品・・・うどん、カレー、海鮮丼など	

にぎわい広場利用規程（内規）

令和6年4月1日 制定

（設置目的）

第1条 株式会社道の駅むなかた（以下「会社」という。）は、道の駅むなかたのにぎわいを創出するとともに、隣接する花き工芸館との一体となった良質のくつろぎ空間を提供するため、にぎわい広場（以下「施設」という。）を設置する。

（趣旨）

第2条 この規則は、株式会社道の駅むなかた（以下「会社」という。）にぎわい広場（以下「施設」という。）の利用に関し、必要な事項を規定する。

（利用の許可申請等）

第3条 施設を利用しようとする者は、施設利用許可申請書（様式第1号）を会社に提出し、許可を受けなければならない。申請期間は、利用日の1か月前からとする。ただし、会社及び、株主団体の主催、共催の場合は、この限りではない。

2 会社は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の許可を与えないことができる。

- （1）他人に迷惑をかけ又は危険を及ぼす恐れのある者
- （2）風紀を乱し又は乱す恐れがあると認められる者
- （3）感染症患者
- （4）予定された利用者の数を超えることとなる者
- （5）公益を害し又は害する恐れがあると明白に認められる者
- （7）その他管理運営上支障があると認められる者

（行為の制限）

第4条 施設において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、会社が管理のために必要がある場合又は会社の許可を受けた場合は、この限りではない。

- （1）施設を損傷し又は汚損すること
- （2）ごみその他の汚物を捨てること
- （3）都市の形質を変更すること
- （4）樹木等の伐採をすること
- （5）鳥獣魚類を捕獲し又は殺傷すること
- （6）貼紙若しくは貼札をし又は広告物を掲示すること
- （7）焚き火をし又は火気を持ち込み危険な行為をすること
- （8）指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ又は止めて置くこと
- （9）行商、募金その他これらに類する行為をすること
- （10）業として写真又は映画を撮影すること

（利用の禁止等）

第5条 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を禁止若しくは制限し又は取り消すことができる。

- （1）公衆の利用に危険であると認められるとき
- （2）集团的及び常習的に暴力的な不法行為を行う恐れのある組織の利益になると認められとき
- （3）公の行事、にぎわい広場若しくは道の駅に関する工事その他これらに類する理由が生じたとき
- （4）公序良俗に違反すると認められるとき
- （5）前4号に掲げる場合のほか、にぎわい広場の適正な管理運営を保つ必要があるとき

（原状回復）

第6条 許可を受けた者は、その利用が終了したとき又は指定を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、会社の承認を得たときは、この限りではない。

（損害賠償）

第7条 会社の許可を受けた者が、その責めに帰すべき理由により施設若しくはその附属設備をき損し又は滅失したときは、これを原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。

（利用料金、物販手数料及び利用区画）

第8条 施設についての利用料金及び施設内での物販手数料は、別表第1のとおりとする。

2 利用する区画は、別表第2のとおりとする。

（利用料金の返還）

第9条 既に納入した利用料金は、返還しないものとする。ただし、会社が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（利用料金の減免）

第10条 会社は、公益上その他特別な理由があると認めたときは、利用料金を減免し又は免除することができる。

（利用時間）

第11条 施設の利用時間は、道の駅むなかたの営業日に準じ、原則午前9時から午後5時までとする。ただし、会社が認めた場合は、この限りではない。

（委任）

第12条 この規程に関し必要な事項は、別に定める。

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

使用料・手数料

区分	1区画使用料	手数料
販売事業の場合	1,000円	販売料金の10%
PR事業の場合	2,000円	金銭授受がある場合 1区画使用料の3倍
・電源等を使用する場合は別途協議 ・キャンセル料 雨天時は前日までの連絡があれば0円 自己都合の場合、前日が50%、当日が100%		

別表第2（第8条第2項関係）

